

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局技術管理課
件 名	土木・下水道積算システム運用業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6 丁目4 番4 号外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 13 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
契 約 金 額	27,731,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、土木・下水道積算システムの運用業務であり、当該システムパッケージを開発し、著作権を有する業者でなければ保守・運用管理が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局技術管理課
件 名	CALS／EC業務支援システム運用業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 13 日
契 約 の 相 手 方 名	三菱電機株式会社 関越支社
契 約 金 額	13,200,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、CALS／EC業務支援システムの運用業務であり、当該システムパッケージを開発し、著作権を有する業者でなければ保守・運用管理が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局技術管理課
件 名	CADシステム運用業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 13 日
契 約 の 相 手 方 名	川田テクノシステム株式会社
契 約 金 額	3,850,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、CADシステムの運用業務であり、当該ソフトウェアを開発し、著作権を有する業者でなければ保守・運用管理が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局土木部河川課 (新)建設局下水道河川部河川課
件 名	水位情報システム保守運用業務(河R8)
履 行 場 所	さいたま市域
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 23 日
契 約 の 相 手 方 名	八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
契 約 金 額	13,695,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、運用中である水位情報システム(職員向け・市民向け)について、保守作業及びシステム運用作業を定期的に行うことによって、職員および市民への適切な情報提供を維持し、市民向け水位情報システムを稼働させるためのクラウド環境を提供するものである。 本市の水位情報システムは、八千代エンジニアリング株式会社が独自に開発したものであり、八千代エンジニアリング株式会社以外のものにプログラムの増設・追加・修正、データベースの修正等を履行させた場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがあることから、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局土木部河川課 (新)建設局下水道河川部河川課
件 名	水位情報システム保守運用業務(河R8)
履 行 場 所	さいたま市域
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 23 日
契 約 の 相 手 方 名	八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
契 約 金 額	13,695,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、運用中である水位情報システム(職員向け・市民向け)について、保守作業及びシステム運用作業を定期的に行うことによって、職員および市民への適切な情報提供を維持し、市民向け水位情報システムを稼働させるためのクラウド環境を提供するものである。 本市の水位情報システムは、八千代エンジニアリング株式会社が独自に開発したものであり、八千代エンジニアリング株式会社以外のものにプログラムの増設・追加・修正、データベースの修正等を履行させた場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがあることから、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局建築部建築行政課 (新)建設局建築行政部建築行政課
件 名	さいたま市特定建築物等定期報告指導業務
履 行 場 所	さいたま市域
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	一般財団法人埼玉県建築安全協会
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 14,658,900円 提出指示192円/1件 内容審査810円/1件
随意契約によること とした理由	一般財団法人埼玉県建築安全協会は、定期報告対象建築物の管理者等に対する防災意識の啓発、調査者等の育成及び定期報告制度の普及などを目的として、昭和51年9月1日付けで公益法人として埼玉県知事の許可を受けて設立された法人である。県内における定期報告指導業務の実績を有する業者は上記業者のみであり、県内全ての特定行政庁(13行政庁)は上記業者に業務を委託している。 また、定期報告指導業務は継続して行う業務であり、管理者等や調査者等と特定行政庁間の事務の円滑化(地域性・利便性)を考慮した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約として上記業者と契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局下水道部下水道維持管理課 (新)建設局下水道河川部下水道維持管理課
件 名	下水道接続調査業務(下維-R8-D103)
履 行 場 所	さいたま市域
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 27 日
契 約 の 相 手 方 名	一般財団法人埼玉水道サービス公社
契 約 金 額	2,178,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、水道メーター検針時に、下水道使用料未賦課の確認ができた新築の建物について報告を受け、本来の普及指導対象者を明確にすることにより、効率的な普及指導を行う環境を整えることを目的としている。 そのため、水道メーター検針業務をさいたま市水道局から受託しており、最新の下水道使用料賦課情報を保有している一般財団法人埼玉水道サービス公社と、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局下水道部下水道維持管理課 (新)建設局下水道河川部下水道維持管理課
件 名	下水道台帳システム運用保守業務(下維-R8-S801)
履 行 場 所	下水道維持管理課外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 26 日
契 約 の 相 手 方 名	国際航業株式会社 埼玉支店
契 約 金 額	4,290,000円
随意契約によること とした理由	本業務は下水道台帳システム、下水道維持管理システム、排水設備システム、水洗化システムの保守管理を行う業務である。 この4つのシステムは、国際航業株式会社が独自に開発したシステムを導入しており、同社がソフトウェアの著作権を有するため、他の事業者では当システムの保守管理が不可能なことから、同システムに特化した知識を有し、システム構造などを熟知した国際航業株式会社と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局下水道部下水道維持管理課 (新)建設局下水道河川部下水道維持管理課
件 名	下水処理センター脱水汚泥運搬業務(単契下維-R8-C101)
履 行 場 所	さいたま市浦和区大原5丁目14番1号
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 13 日
契 約 の 相 手 方 名	太平洋陸送株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 12,012,000円 汚泥運搬料7,600円/トン
随意契約によること とした理由	本業務は、下水処理センターにて下水を処理する過程で、発生する脱水汚泥を中間処理施設まで運搬する業務である。 この業務を行うにあたり、運搬先が、別途契約する脱水汚泥中間処分業務の受託者である太平洋セメント株式会社が持つ処理施設であるため、その処理施設へ運搬可能な要件を満たした業者でなければ、汚泥の運搬・搬入が行えない。 したがって、専用の汚泥運搬車両を所有し、発注する仕様書に記載された内容に準じて確実に運搬を行うことができる業者で、さいたま市に委託登録している業者は太平洋陸送株式会社1者のみであるため、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局下水道部下水道維持管理課 (新)建設局下水道河川部下水道維持管理課
件 名	下水処理センター脱水汚泥中間処分業務(単契下維-R8-C102)
履 行 場 所	さいたま市浦和区大原5丁目14番1号
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 13 日
契 約 の 相 手 方 名	太平洋セメント株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 33,110,000円 汚泥処分料21,000円/トン
随意契約によること とした理由	本業務は、下水処理センターにて下水を処理する過程で、発生する脱水汚泥の中間処分を行う業務である。 当センターから発生する脱水汚泥は、下水道資源の有効利用の促進の観点からセメント原料として再資源化を図っているため、処分業者はセメント原料化を行っている中間処分業者に限定される。このことから、埼玉県内に処分場を熊谷工場・日高工場2施設を有し、当センターの脱水汚泥のセメント原料化について、適正かつ確実に業務を履行している、太平洋セメント株式会社環境事業部と、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局下水道部下水道計画課 (新)建設局下水道河川部下水道計画課
件 名	貯留施設監視システム保守運用業務(下計-R8-2)
履 行 場 所	さいたま市大宮区吉敷町3丁目地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 27 日
契 約 の 相 手 方 名	八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
契 約 金 額	4,422,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、貯留施設監視システム(職員向け)について、保守作業及びシステム運用作業を定期的に行うことによって、職員への適切な情報提供を維持し、貯留施設監視システムを稼働させるためのクラウド環境を提供するものである。 貯留施設監視システムは、八千代エンジニアリング株式会社が独自に開発したものであり、八千代エンジニアリング株式会社以外のものにプログラムの増設・追加・修正、データベースの修正等を履行させた場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがある。このことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件 名	電線共同溝施工検討業務(市道20053号線)(ゼロ債)
履 行 場 所	さいたま市大宮区宮町1丁目地内
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 19 日
契 約 の 相 手 方 名	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
契 約 金 額	14,257,974円
随意契約によること とした理由	本業務は、市道20053号線における電線共同溝整備のための設計や入構予定者との調整等を実施する業務である。 当該区間は東京電力パワーグリッド株式会社が所有していた埋設施設があり、当該施設を活用した電線共同溝整備(既存ストック活用方式)を実施する。 契約の相手方は既存埋設施設について熟知していることから、「無電柱化整備事業における引込管等の設備工事、固定資産の譲渡及び譲渡設備を活用した電線共同溝工事等に関する基本協定(令和5年5月1日締結)」第21条及び第22条に基づき、当該業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件 名	東北本線大宮・土呂間32k663m盆栽踏切他1箇所踏切道内誘導表示設置工事委託
履 行 場 所	さいたま市北区盆栽町地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社
契 約 金 額	22,915,200円
随意契約によること とした理由	本業務は、市道10360号線とJR東北本線が交差する盆栽踏切他1箇所の踏切道内誘導表示設置工事の施工委託である。 施工に際しては、本委託箇所が鉄道敷内に位置しているため、運行列車に対する安全確保を優先すること並びに列車の安全運行を支える鉄道諸設備の防護等が必要となることから、他の業者に本業務を委託した場合、運行列車に著しい支障が生ずる恐れがあるため、当該業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局北部建設事務所道路維持課
件 名	さいたま新都心駅東口駅前広場外警備業務(R8)
履 行 場 所	さいたま市大宮区吉敷町4丁目地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 26 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社さいたまアリーナ
契 約 金 額	4,525,180円
随意契約によること とした理由	本業務は、さいたま新都心駅東口駅前広場等の適正な警備及び維持管理を実施する業務であり、さいたま新都心駅の監視システム等がGMOアリーナさいたま(旧さいたまスーパーアリーナ)防災センターに設置され、GMOアリーナさいたま(旧さいたまスーパーアリーナ)の管理と一体的に株式会社さいたまアリーナが集中管理を行っているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社さいたまアリーナと随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局南部建設事務所道路安全対策課
件 名	(R8電力)一般県道鴻巣桶川さいたま線(針ヶ谷2丁目)引込管等設備工事委託(ゼロ債)
履 行 場 所	さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 2 月 24 日
契 約 の 相 手 方 名	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
契 約 金 額	56,814,926円
随意契約によること とした理由	無電柱化事業に伴う引込管等設備工事を実施するにあたり、令和5年5月1日付で東京電力パワーグリッド株式会社と東電タウンプランニング株式会社並びにさいたま市の3者間で無電柱化整備事業における引込管等の設備工事に関する基本協定(以下、本協定という。)を締結しており、本協定第21条において、電線共同溝工事のうち工事の設計及び、工事の実施についての建設業者と請負契約を締結及び施工管理することについて東京電力パワーグリッド株式会社へ業務を委任することができるとしている。また、本協定第22条において、個別の本協定工事に関する委託について、本協定に基づき、別途、委託契約を締結するものとしている。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、「東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社」との1者特命随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局南部建設事務所道路建設課
件 名	本町通り線鈴谷2工区(鈴谷交差点内)電線共同溝に伴う引込管路等設備 工事委託(通信R7)(補)
履 行 場 所	さいたま市中央区鈴谷4丁目地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 2 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	NTTインフラネット株式会社 埼玉支店
契 約 金 額	8,286,748円
随意契約によること とした理由	本業務は、本市無電柱化整備計画に位置付けされている電線共同溝整備路線に於いて、占用予定者に引込管路等の設備工事を委託するものです。 当該設備は、既設の設備と密接な関係があり、特命業者以外の者に委託した場合、関連設備の使用に著しい支障が生じる恐れがあります。 また、本市は、あらかじめ同者との間で「無電柱化事業に伴う電線共同溝工事に関する協定書」を締結しており、同協定第21条及び第22条に基づき、個別委託契約を締結する必要があります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記特命業者と随意契約とするものです。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局南部建設事務所道路維持課
件 名	浦和駅西口広場施設管理業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区高砂1丁目地内
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 24 日
契 約 の 相 手 方 名	浦和商業開発株式会社
契 約 金 額	14,289,000円
随意契約によること とした理由	本業務を行う周辺施設は浦和駅西口再開発事業により整備された施設であり、周辺の民間施設と一元的な管理が浦和商業開発株式会社にて行われており、エレベーター等の監視モニターや通報装置がコルソビル内に設置されている。 このことから、既設設備を管理している者以外に依頼した場合、監視モニターの使用に著しい支障を生じるおそれがあるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、浦和商業開発株式会社と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局南部建設事務所道路維持課
件 名	北与野駅デッキ外施設管理業務
履 行 場 所	さいたま市中央区上落合1丁目地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 24 日
契 約 の 相 手 方 名	与野都市開発株式会社
契 約 金 額	12,892,000円
随意契約によること とした理由	本業務を行う周辺施設はさいたま新都心整備事業により整備された施設であり、周辺の民間施設と一元的な管理を与野都市開発が行っており、エレベーター等の監視モニターがアルーサ防災センターに設置されている。このことから既設設備を管理している者以外に依頼した場合、監視モニターの使用に著しい支障を生じるおそれがあるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、与野都市開発株式会社と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	建設局南部建設事務所道路維持課
件 名	さいたま新都心共同溝管理業務
履 行 場 所	さいたま市中央区新都心地内外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 24 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社さいたまアリーナ
契 約 金 額	101,620,200円
随意契約によること とした理由	本施設は、さいたま新都心整備事業により整備された施設であり、共同溝の監視システムがさいたまスーパーアリーナ防災センターに設置され、他の施設と一元的な管理体制が株式会社さいたまアリーナにて行われている。 このことから、既設設備を管理している者以外に依頼した場合、監視システムの使用に著しい支障を生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社さいたまアリーナと随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号